

6 福祉人材確保対策の推進について

介護保険制度の実施や社会福祉法の施行など利用者本位の社会福祉制度を構築するための改革が進められ、福祉サービスの質の一層の向上が求められている中で、それを担う質の高い人材の養成確保は、ますます重要な課題となっている。

このため、厚生労働省においては、平成4年に制定された、いわゆる福祉人材確保法（社会福祉事業法等の一部改正）等に基づき、福祉人材の養成・確保のための総合的な施策を推進しているところであるが、各都道府県市におかれても、質の高い福祉人材の養成確保について格段のご配慮をお願いしたい。

(1) 社会福祉事業従事者等に対する研修の充実

ア 介護教員養成講習会の拡充

介護福祉士養成施設の教員の資質の向上を図り、質の高い介護福祉士を養成する観点から、介護福祉士養成施設における専任の介護教員（社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習、介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習又は介護実習指導を教授する教員をいう。）について、介護教員講習会の受講を必修化し、平成13年度より全国社会福祉協議会中央福祉学院（以下「中央福祉学院」という。）と中央福祉人材センター及び都道府県福祉人材センターにおいて講習会を実施してきたところである。

平成15年度においては、現在実施されている全国7ブロックのうち受講希望者が集中する大都市部の2ブロック（関東信越、近畿）について、講習会を拡充することとしたので、ご了承ください。

なお、拡充する講習会のうち一つは、講習会の全課程（専門分野、基礎分野、専門基礎分野）を実施することとしている。

イ 国立保健医療科学院における都道府県等行政職員研修について

平成14年度から、国、地方自治体の福祉担当職員を対象にした研修を国立保健医療科学院において実施してきたところであり、平成15年度においても、国立保健医療科学院において研修を実施することとしているので、本研修の積極的

な活用をお願いしたい。

ウ 中央福祉学院における社会福祉研修について

上記イ以外の社会福祉研修については、平成15年度においても、従来どおり中央福祉学院に委託して実施することとしているので、本研修の積極的な活用について、一層のご配慮をお願いしたい。

なお、平成15年度の委託研修の詳細については、後日、研修要綱を発出する予定であるので、ご了承願いたい。

エ 社会福祉事業従事者の現任訓練の在り方について

平成15年度において、社会福祉事業従事者の研修全体について、社会福祉基礎構造改革等を踏まえた内容となるよう見直しを図るため、全都道府県市の研修及び社会福祉関係団体等が行っている研修等を対象とした実態調査を行うとともに、専門家を含めた検討会を設置し、その結果を踏まえて社会福祉事業従事者に対する研修の見直しを行うことにより、研修内容の充実を図る予定であるので、各都道府県におかれては実態調査等に対して格段の御協力をお願いしたい。

(2) 都道府県福祉人材センター運営事業の推進

ア インターネットによる求人・求職システムについて

平成15年度において、現在、都道府県人材センター及び福祉人材バンクへの来所による手続きを行うことになっている求人・求職の申し込み（登録）について、自宅や事業所等からインターネット（電子メール）により登録し、紹介を受けることを可能にするシステムを開発し、より一層、求職者の利便性の向上を図るとともに、人材確保相談事業や、職業紹介事業を従来以上にきめ細かく実施できることとしたところであるので、積極的な活用及び利用者への周知をお願いしたい。

なお、インターネットによる求人・求職登録システムは、平成15年度中に稼働を開始する予定であるので、各都道府県市におかれては新システムへの円滑な移行に向けて準備を行うよう都道府県人材センター及び人材バンクへの指導をよろしくお願いしたい。

イ 福祉人材確保推進事業の再編

社会福祉事業従事者の確保を推進するため、福祉人材確保推進事業において都道府県に設置された福祉人材センターの運営及び介護福祉士等の修学資金の貸付を行っているところであるが、平成15年度において、都道府県福祉人材センター運営事業のうち、基本事業分の「福祉マンパワーバンク事業」「人材確保相談事業」「福祉人材サテライト事業」については、より地域の実情に応じた取り組みが行えるようにするとともに、予算の効果的、効率的執行を図る観点から「介護予防・地域支え合い事業（老健局）」への事業の統合・メニュー化を行うこととしたので、高齢者担当部局と十分な調整を図り、従来以上のきめ細かな事業実績となるよう事業量の確保に努められたい。

ウ 社会福祉事業従事者の人材開発

福祉分野の就業状況をみると、近年の社会経済の動向を受けて福祉人材センターの有効求人倍率は0.48倍（平成14年12月時点）であり、依然、求職者が多い状況にある一方、看護職・非正規のホームヘルパーなど一部職種では充足が困難な状況が生まれている。

今後とも引き続き福祉人材の確保を図るためには、職業紹介事業の充実に加えて、福祉サービスの人材育成にかかわる公私の関係者（国、地方公共団体、事業者団体、職能団体、養成施設、福祉関係学会等）の協働によって福祉全体に働きかける人材開発の取り組みを促進し、この分野の人材養给力の一層の強化と従事者の資質の向上を図ることが重要であると考えており、平成15年度に中央福祉人材センターにおいて、「事業所・施設等の新たな経営・人事管理に基づく職場環境の構築」「福祉労働市場における未充足職種等のミスマッチ対策」「養成施設等との連携による実践力となる従事者の養成」「福祉分野以外の者の再就職支援方策の開発」等に取り組む予定であるのでご了知されたい。

(3) 福利厚生センター事業の推進

中小規模の事業者が多い社会福祉事業の中で魅力ある職場づくりを進めるためにはとりわけ福利厚生の充実が必要であり、福利厚生センターにおいては、平成14年度には指定保養所等の利用助成額の改定を行い、また接遇講習会を新規に

実施するなど、各種福利厚生事業の充実に努めてきたところである。

このような事業内容の改善に加え、各都道府県市のひとかたならぬ御支援により、平成15年2月における会員数は16万1千人となり、昨年に比べ1万人以上増加している。各都道府県市におかれても福利厚生センター事業の周知について引き続き御協力をお願いしたい。

(4) 社会福祉士及び介護福祉士について

ア 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の指定について

社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設については、引き続き増加傾向にあり、平成15年4月開設予定のものも含めると、社会福祉士養成施設は40施設48課程（定員8,116名）、介護福祉士養成施設は384施設460課程（定員26,150名）となっているほか、平成16年4月以降の新規開設の照会も相当数に上っている。

○ 平成15年度における新設、課程増及び定員増等の予定

① 社会福祉士養成施設

区 分	施設数(施設)	課程数(課程)	入学定員(人)
新 設	2	2	40
課程増	(1)	1	280
定員増	(2)	(2)	210
合 計	2	3	530

② 介護福祉士養成施設

区 分	施設数(施設)	課程数(課程)	入学定員(人)
新 設	10	10	420
課程増	(8)	9	340
定員増	(6)	(6)	196
取消等	▲4	▲6	▲505
合 計	6	13	451

新規開設や定員増を予定する養成施設を管内に有する都道府県市にあつては、学生の確保、卒業生の就職先の確保、実習施設の確保の見通し等の観点から、当

該養成施設に対する適切な助言をお願いしたい。

また、都道府県市におかれては、養成施設における実習施設の確保について、従来からご協力をいただいているところであるが、今後とも、引き続き格段のご協力をお願いする。特に、介護福祉士養成施設については、平成12年4月の入学生から居宅介護実習が必修化されているが、実習先の確保に非常に苦慮している状況がみられることから、特段のご配慮をお願いしたい。

イ 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設に対する指導の充実

社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設は、国家資格の有資格者を養成するものであり、常に質の高い教育を行うことが特に求められるものであるが、近年、養成施設の中には、

- ① 専任教員の数が不足している
- ② 教員要件を満たしていない教員がいる
- ③ 定員を遵守していない
- ④ 実習施設の変更等の必要な事務手続きを行っていない

等、不適切なものが多数散見される。

こうした養成施設に対しては、各地方厚生局において、各都道府県市の関係部局との連携も図りながら、厳しく指導することとしており、悪質な養成施設については指定取消しの処分もありうると考えているのでご了承願いたい。

また、養成施設の設置者には、「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」（昭和62年厚生省令第50号）により年度当初に前年度の事業実績等の報告が義務づけられているが、現状として提出期限を厳守しない等の養成施設が多数散見されているところである。本報告は養成施設における教育の質を確保、維持していく上で極めて重要なものであり、本報告により不適切な養成施設が発見された場合等にあっては、当課としては各地方厚生局及び学校法人を所管している各都道府県の学事担当課と連携を図りながら必要に応じ適正な指導を行うこととしていることから、各都道府県市の民生部局におかれてもご了承願いたい。

① 第15回社会福祉士国家試験

- ・ 試験日 平成15年1月26日(日)
- ・ 試験地 12都道府県15会場
(北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県)
- ・ 受験者数 33,452人(対前年18.1%増)

② 第15回介護福祉士国家試験

- ・ 試験日 筆記 平成15年1月26日(日)
実技 平成15年3月2日(日)
- ・ 試験地 筆記 12都道府県28会場
実技 12都道府県23会場
(北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県)
- ・ 受験者数(筆記) 58,486人(対前年9.0%増)

※ 合格発表は、両試験とも平成15年3月31日(月)

厚生労働省及び財団法人社会福祉振興・試験センターに合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同センターのホームページ(<http://www.sssc.or.jp/>)上にも掲載する。

オ 信用失墜行為を行った社会福祉士及び介護福祉士の把握について

社会福祉士及び介護福祉士の登録者数は制度創設以来順調に増加し、平成15年1月末現在で社会福祉士の登録者数は38,367人、介護福祉士の登録者数は301,229人となっているが、数の増加に伴い、刑法違反等の信用失墜行為を行う者が散見されるようになってきている。こうした者に対しては、厚生労働省において、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づき、登録の取消し等、厳正な処分を行うこととしている。

については、広く全国的な情報を収集しなければならないことから、当課としても、各地方厚生局と連携を図りながら情報を収集しているところであるが、各都道府県市におかれても、報道等により信用失墜行為を行った社会福祉士及び介護福祉士を把握したときは、当課福祉人材確保対策室にご連絡していただくようご協力をお願いしたい。

カ 社会福祉士に関する指定科目等に係る個別認定手続の周知徹底について

社会福祉士に関する指定科目等については、「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第一号に基づく指定科目、同条第二号に基づく基礎科目及び第39条第二号に基づく社会福祉に関する科目の読替えの範囲について（昭和63年2月12日社庶第28号厚生省社会局長通知）」により読替えの範囲等を示しているところであるが、平成14年2月22日社援第0222001号により、この通知を改正し、読替えの範囲に含まれない名称の科目について個別認定を受ける際に必要な手続、審査基準等について明記したところであるが、一部の社会福祉士養成施設等において、必要な手続き等を遵守していない現状があることから、各都道府県市におかれては本通知の周知徹底をお願いしたい。

キ 社団法人日本社会福祉士会及び社団法人日本介護福祉士会に対する支援について

(ア) 各種研修事業についての支援

社会福祉士及び介護福祉士の質の向上を図るためには、生涯研修の実施が不可欠であるが、社団法人日本社会福祉士会及び社団法人日本介護福祉士会は、その中核的な職能団体として、社会福祉士及び介護福祉士に対し生涯研修体系に基づく各種研修事業を実施しているところである。

各都道府県市におかれては、両会が行う研修事業が円滑に行われるよう、今後ともより積極的なご協力をお願いするとともに専門職機能を生かす観点から両会の活用方をお願いしたい。

(イ) 社会福祉士の活用について

社会福祉士の活動は、近年、ますます広がってきており、平成14年度以降も新たに市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定に携わる専門職及び地域福祉権利擁護事業の実施に携わる職員の要件の一つとされたところであり、各都道府県市におかれては、ご了知の上必要に応じその活用方をお願いしたい。

なお、最近、判断能力が不十分な者や多問題困難ケースに対して、福祉サービスや成年後見制度の利用等に関する専門的相談や手続支援、成年後見人の受任など一連の具体的な支援を提供する活動を独立して活発に展開している社会福祉士が見受けられるところであり、社団法人日本社会福祉士会においても社会福祉士

の新たな活動として積極的に位置づけ研究がなされているところである。

(ウ) 社会福祉士及び介護福祉士資格制定15周年記念事業について

社会福祉士及び介護福祉士法は、昭和62年に制定されて以来15年という節目を迎えたところである。ついては、広く国民に社会福祉士及び介護福祉士の社会的な役割及び認知の向上等を図ることを目的として、平成15年9月から10月の間に資格制度の発展に寄与してきた団体や資格制度の創設に携わった関係者等による記念シンポジウムの開催及び資格制度に関する変遷等をまとめた記念誌を発行するとともに、資格制度の発展に寄与してきた団体に対して大臣表彰等を行う予定としているのでご了承願いたい。

(5) 社会福祉主事について

ア 社会福祉主事の活用方策等について

(ア) 地方分権改革推進会議の意見

社会福祉主事については、平成14年10月30日に地方分権改革推進会議がまとめた「事務・事業の在り方に関する意見」において、「社会福祉主事について、より一層の活用を図るための方策について規定の在り方を含めて検討を行い、平成14年度を目途に結論を得て、平成15年度を目途に措置する。」と提言されているところであり、その方策について検討を行ってきたところである。

(イ) 社会福祉主事任用資格現況調査結果（速報）について

福祉事務所現況調査結果（平成13年10月1日）によると社会福祉主事の資格が必要な職に就いている者のうち資格を有している者の割合は、査察指導員及び生活保護担当現業員にあってはいずれも74%にとどまっているのが現状である。

また、上記の検討の参考とするため、去る1月に、社会福祉主事任用資格現況調査を行ったところであるが、その主な結果（速報ベース）は次のとおりである。

①採用時の資格確認

採用時に社会福祉主事の資格を確認している地方公共団体は60%に過ぎず、40%は確認していない。

②異動時の資格確認

異動時に社会福祉主事の資格を確認している地方公共団体は、人事担当部局にあっては76%、福祉事務所にあっては86%となっており、人事担当部局にあっては24%、福祉事務所にあっては14%が資格を確認していない。

③無資格者への対応

無資格者に対して厚生労働大臣の指定する講習会を受講させる等の対応をしている地方公共団体は、人事担当部局にあっては63%、福祉事務所にあっては84%となっており、人事担当部局にあっては37%、福祉事務所にあっては16%が無資格者に対して何の対応もしていない。

④有資格者への対応

社会福祉主事の資格に関する指定科目履修者（いわゆる3科目主事）の質の向上を図ることを目的に発出した「社会福祉主事の資格に関する指定科目履修者の資質向上について」（平成12年9月13日社援第2075号厚生省社会・援護局長通知）（以下、「局長通知」という。）に示す「社会福祉主事に対する新任研修カリキュラム（指針）」を活用した研修会等を実施している地方公共団体は、人事担当部局にあっては6%、福祉事務所にあっては16%となっており、人事担当部局にあっては94%、福祉事務所にあっては84%が研修等を実施していない。

（ウ）社会福祉主事の活用方策等について

地方分権改革推進会議の意見及び社会福祉主事任用資格現況調査の結果を踏まえ、社会福祉主事の任用等については、次のとおり取り扱うこととするので、ご了知の上、人事担当部局、福祉事務所及び管内市町村への周知徹底方願いたい。

①社会福祉主事の採用時及び異動時の資格確認

社会福祉法第15条の規定により、福祉事務所の指導監督を行う所員及び現業を行う所員は社会福祉主事でなければならないこととされており、採用時及び異動時の資格確認は、以下の対応を行う際にも基本となるので、これを確実

に行うこと。

②社会福祉主事の配置の在り方及びその活用

人事の弾力的な運用・活性化等を図る観点から、採用時・異動時において資格を有さない者を配置することはやむを得ないものとする。ただし、資格を有さない者を配置した場合には、資格取得のため、速やかに厚生労働大臣の指定する講習会又は養成機関の課程を修了させる対応をすること。

また、こうした措置は、社会福祉主事の資格を有する者の本庁の福祉部局や他の対人サービス分野等における活用促進に資するものであること。

③いわゆる3科目主事の資質向上

社会福祉主事の指定科目履修者（いわゆる3科目主事）については、引き続きその資質向上の観点から、厚生労働大臣の指定する講習会への受講促進を積極的に行うとともに、都道府県市におかれては、局長通知に示す「社会福祉主事に対する新任研修カリキュラム（指針）」の更なる活用促進を図られたい。

イ 社会福祉主事養成機関等について

社会福祉主事養成機関については、平成15年4月時点で88機関112課程（定員11,891名）となる予定である。

養成機関を管内に有する都道府県市にあっては、学生の確保、卒業生の就職先の確保、実習施設の確保の見通し等の観点から、当該養成機関に対する適切な助言をお願いしたい。

また、都道府県市におかれては、社会福祉主事養成機関における実習施設の確保について、従来からご協力をいただいているところであるが、今後とも、引き続き格段のご協力をお願いする。

なお、社会福祉主事養成機関及び社会福祉主事資格認定講習会の指定及び監督に関する事務については、平成13年1月から地方厚生局において行っているところであるので、ご了知願いたい。